

特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会（第1回）議事要旨

- 1 日時 平成23年5月24日（火）9：30～11：20
- 2 場所 中央合同庁舎4号館12階 1214特別会議室
- 3 出席者 <委員>
川村義則座長、梶川融座長代理
会田一雄委員、金子良太委員、小長谷藤兵衛委員、小林新二委員、瀧谷和隆委員、中尾さゆり委員、中村元彦委員、松原明委員、渡邊勝美委員

<政府>
逢坂誠二総務大臣政務官（新しい公共担当）
（内閣府）
松元崇大臣官房長、西川正郎大臣官房総括審議官、北池隆大臣官房市民活動促進課長、野村裕大臣官房参事官、越尾淳大臣官房参事官補佐

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 委員紹介、座長選任
- (3) 会議の運営について
- (4) 特定非営利活動法人制度の概要等について
- (5) 特定非営利活動法人の会計処理の現状について
- (6) 「NPO法人会計基準」の経緯・概要について

5 議事の経過

- 委員の紹介が行われた後、委員の互選により、川村委員が座長に選任され、座長から梶川委員が座長代理に指名された。
- 逢坂総務大臣政務官から、研究会の開催に当たり挨拶があった。
- 研究会の運営の在り方について議論が行われた。主な意見は以下のとおり。
 - ・ 研究会では、「座長一任」はしないということを確認したい。具体的には、報告書をまとめる際、字句の修正についても座長一任とはせずに、委員総意で決定すべき。
 - ・ 字句修正まで研究会に諮るのは難しいのではないか。
 - ・ 研究会を非公開とすることは考えなくてもよいのではないか。
 - ・ ヒアリング対象者が非公開を条件に研究会へ出席するということもあり得るのではないか。
 - ・ 傍聴者によるツイッター中継を認めても構わないか。

- ・ 傍聴者のツイッター中継は、研究会に責任があるわけではなく、研究会として認めるかどうかという話ではないのではないかと。
 - ・ 責任はツイートする者にある。ツイートする際には、「正式な議事録等は別途あり、当該ツイートは正式なものではない」ということを書いてもらうのが最近の流れではないか。
 - ・ 広く意見を取り入れるため、パブリック・コメントを実施してはどうか。上記意見を踏まえ、川村座長による整理は以下のとおり。
 - ・ 研究会は、原則公開する。
 - ・ 研究会の配布資料は、内閣府のホームページ（HP）で原則公開する。
 - ・ 議事要旨及び議事録を作成し、HPで原則公開する。
 - ・ なお、これらは座長判断で非公開とできることとするが、非公開の取扱いは極力避ける方向で研究会を進める。
 - ・ 座長の判断により、外部ヒアリングの実施や代理者の出席を認める。
 - ・ その他必要な事項は、座長が研究会に諮り、決定する。
 - ・ 上記を踏まえ、座長が運営要領として定め、次回会議に提出する。
 - ・ 研究会の取りまとめに当たっては、軽微な字句修正も含めて座長一任は避け、修正点の確認など委員の判断を仰ぐ。
 - ・ 傍聴者によるツイッター中継については、傍聴者の良識に任せる。
 - ・ パブリック・コメントについては、慣行となっており、今後必要に応じて実施を検討する。
- 事務局から、特定非営利活動法人制度の概要や会計処理の現状等について説明が行われた。
- 松原委員及び中村委員から、「NPO法人会計基準」の経緯及び概要について説明が行われた。
- 引き続き、自由討議が行われた。委員の主な意見は、以下のとおり。
- ・ 国は3種類の手引書（旧経済企画庁作成「特定非営利活動法人の会計の手引き」、内閣府作成「特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き」及び国税庁作成「認定NPO法人制度の手引」）を示しているが、どれを念頭に議論するのか。それぞれ連動しているものであり、すべてを議論してもよいのではないかと。
 - ・ 予断を持つことなく、それぞれの手引書を参照しながら、議論の展開に応じて検討を進めればよいのではないかと。
 - ・ 「NPO法人会計基準」の今後の普及の見通しについては、どのように考えているのか。
 - ・ 一部の所轄庁では、旧経済企画庁作成の手引きの方法にこだわっているところがあり、「NPO法人会計基準」の普及の障害となっている。
 - ・ 愛知県の例では、3月決算の法人が多いため、まだ会計基準が変更されていないようである。この4～5月で20件ほど相談を受けており、うち8割程度が「NPO法人会計基準」にしたいとのことである。もう少し時間が経過してから「NPO法人会

計基準」の普及状況を判断すればよいのではないか。

- ・ 最終的に研究会で提示するものには法的強制力を持たせるものではないとのことだが、行政による強制力という意味ではなく、公正妥当な会計の基準として規範性を持たせることが必要であるため、その設定主体をどうするか。「NPO法人会計基準」をオーソライズすることを前提とすると、この会計基準の内容と普及の仕方について、NPO法人会計基準協議会、当研究会及び行政のそれぞれの立ち位置の整理が必要ではないか。
 - ・ 関係者の立ち位置の整理は重要な論点である。「NPO法人会計基準」に対して一般に公正妥当という承認性を与えるプロセスを、民間の場や当研究会のような公的な場で積み重ねていくことが規範性につながるのではないか。今後の議論を通じて論点を整理し、方向性を見いだしていきたい。
- 本日の研究会のやりとりを踏まえ、川村座長が検討の進め方を整理したメモを作成し、次回会議に諮ることとされた。

6 次回研究会について

日程：平成23年6月7日（火）9：30～11：30

場所：中央合同庁舎4号館12階 1214特別会議室

<文責：内閣府大臣官房市民活動促進課（速報のため事後修正の可能性あり）>